

専門業務型裁量労働制に関する協定書

京都府公立大学法人（以下「法人」という。）と京都府公立大学法人京都府立大学下鴨事業場過半数代表者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3の規定に基づき、専門業務型裁量労働制に関し、次のとおり協定する。

（適用対象者）

第1条 本協定は、京都府公立大学法人教職員就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第3号）の適用を受け京都府立大学下鴨事業場（以下「大学」という。）に勤務し、教授研究の業務に従事の上、主として研究に従事する教員で、教授、准教授、講師、助教の職にある者（以下「教員」という。）に適用する。

（専門業務型裁量労働制の原則）

第2条 法人は、教員に対しては、業務遂行の手段及び時間配分の決定等につき裁量に委ねるものとし、また、具体的な指示を行わない。ただし、職場秩序及び大学の管理運営上必要な指示等についてはこの限りでない。

（事前の同意等）

第3条 専門業務型裁量労働制を適用するに当たっては、法人は、事前に教員本人の同意（以下「本人同意」という。）を得なければならない。本人同意を得るに当たっては、法人は、専門業務型裁量労働制の制度の概要、制度の適用を受けることに同意した場合に適用される給与・評価制度の内容並びに同意しなかった場合の配置及び処遇について、教員に対し、明示した上で説明する。

2 前項において同意をした教員は、所定の手続に従い、当該同意を撤回することができる。

（不利益取り扱いの禁止）

第4条 法人は、前条において、同意をしなかった教員又は同意を撤回した教員に対して、当該同意をしなかったこと又は同意を撤回したことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

（勤務時間の取扱い）

第5条 教員が、所定勤務日に勤務した場合は、1日7時間45分勤務したものとみなす。

2 教員は、出退勤管理システムにより出退勤時刻の記録を行う。

3 教員が、出張等業務の都合により事業場外で従事する場合には、事前に所属長の下承を得てこれを行う。所属長の下承を得た場合には、第1項に定める時間労働したものとみなす。

(休憩、休日)

第6条 教員の休憩、休日は京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成20年京都府公立大学法人規程第11号）の定めるところによる。

(週休日、深夜勤務)

第7条 教員の週休日勤務、午後10時から翌朝午前5時までの勤務（以下「深夜勤務」という。）については、本協定は適用されない。ただし、週休日の振替を取得する場合、出勤をした週休日については、第5条第1項に規定する時間の勤務をしたものとみなす。

2 週休日勤務、深夜勤務については、法人の命令又は事前に所属長の許可を受けること。

3 週休日勤務又は深夜勤務をした場合は、京都府公立大学法人教職員給与規程（平成20年京都府公立大学法人規程第15号）の定めるところにより、割増賃金を支給する。

(健康及び福祉を確保するための措置)

第8条 法人は、教員の健康及び福祉を確保するために、次に掲げる措置を講じる。

(1) 法人は、出退勤管理システムにより教員の労働時間の状況及び健康状態を把握する。把握した1週間当たりの労働時間が38時間45分を超えた時間の合計が1箇月当たり60時間を超えた教員については、専門業務型裁量労働制の適用を解除する。

(2) 教員は、毎月、自己の健康状態を把握し、出退勤管理システムにより産業医面談の希望の有無を含めて申告する。

(3) 法人は、前号の産業医面談の希望がある場合、必要に応じて産業医の保健指導を受けさせる。

(裁量労働適用の中止及び再適用)

第9条 前条の措置の結果、教員に専門業務型裁量労働制を適用することがふさわしくないと認められた場合又は教員が専門業務型裁量労働制の適用の同意の撤回を申し出た場合は、法人は、当該教員に専門業務型裁量労働制を適用しない。

2 前条第1号の規定により、専門業務型裁量労働制の適用を解除された教員については、法人は、当該教員の勤務状況（労働時間の状況を含む。）や健康状態等を踏まえて、専門業務型裁量労働制の再適用の可否を個別具体的に判断する。

3 前項の規定により、法人が再適用可と判断した場合であっても、再適用に際しては、改めて当該教員の同意を得なければならない。

(苦情に関する措置)

第10条 法人は、対象となる教員からの苦情を適切に処理するため、京都府立大学事務局総務

課において、専門業務型裁量労働制の運用全般、当該教員の給与等の処遇全般に関する相談を受け付けるとともに解決策を検討する。

（記録の保存）

第11条 法人は、対象となる教員の勤務時間の状況、第8条及び前条により講じた措置があるときは当該措置並びに同意及び同意の撤回の教員ごとの記録を本協定の期間及び期間満了後3年間保存する。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

令和6年3月13日

京都府公立大学法人

理 事 長 金田 章裕 ⑩

京都府公立大学法人京都府立大学下鴨事業場

過半数代表者 ⑩

第1回変更協定書

京都府公立大学法人と京都府公立大学法人京都府立大学下鴨事業場過半数代表者との間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3の規定に基づき、令和6年3月13日付けで締結した「専門業務型裁量労働制に関する協定書」について、協定書の一部を下記のとおり変更する。

なお、その他の協定事項は、原協定書のとおりとする。

記

- 1 原協定書第1条の規定を「本協定は、京都府公立大学法人教職員就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第3号）の適用を受け京都府立大学下鴨事業場（以下「大学」という。）に勤務し、教授研究の業務に従事の上、主として研究に従事する教員で、教授、准教授、講師、助教の職にある者並びに京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第4号）の適用を受け大学に勤務し、人文科学又は自然科学に関する研究の業務に従事する特任教員及び特別研究員の職にある者（以下「教員」という。）に適用する。」に変更する。
- 2 原協定書第8条第1号の規定を「法人は、出退勤管理システムにより教員の労働時間の状況及び google フォームによる健康状態に関する報告により教員の健康状態を把握する。把握した1週間当たりの労働時間が38時間45分を超えた時間の合計が1箇月当たり60時間を超えた教員については、専門業務型裁量労働制の適用を解除する。」に、同条第2号の規定を「教員は、毎月、自己の健康状態を把握し、google フォームによる健康状態に関する報告により産業医面談の希望の有無を含めて申告する。」に変更する。

令和7年3月27日

京都府公立大学法人

理 事 長 金田 章裕 ㊞

京都府公立大学法人京都府立大学下鴨事業場

過半数代表者 ㊞